

第3章

巨理町地域福祉活動計画について



1

基本理念と基本目標

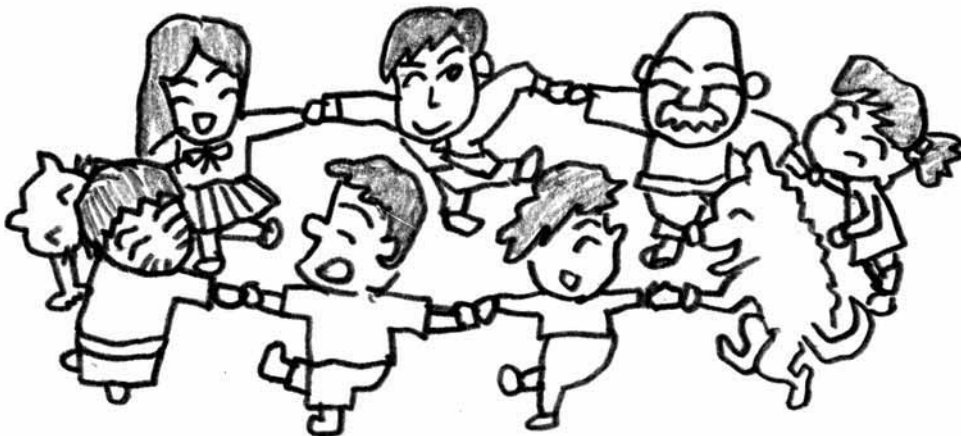
(1) 基本理念

**「みんなが
あったかい心で支え合う
住みよいまち わたり」**

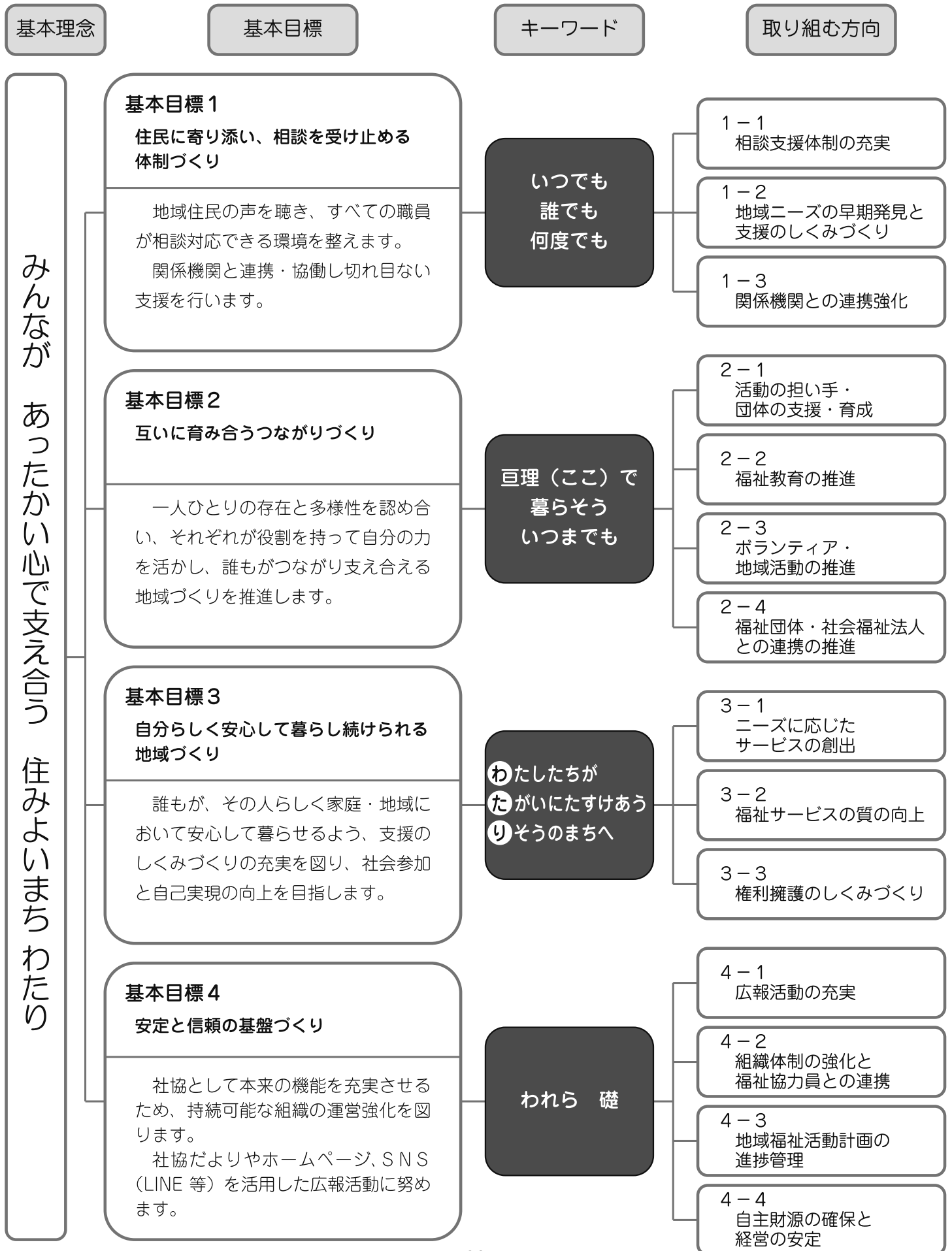
令和3年6月から月1回、社協の組織、事業、経営、勤務体系等、自らの現状について見直し考える機会として、社協と宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という）職員を交えた、「勉強会」をスタートしました。

この基本理念は、勉強会の中で社協が目指すべき基本理念を新たに^{かか}掲げようという意識が自然に生まれ、町社協職員全員で協議、検討を重ね、令和4年度から本会の基本理念として定めたものです。

活動計画においても、「みんなが あったかい心で支え合う 住みよいまち わたり」を基本理念として、そこから派生した基本目標の実現に向けた計画を策定し、実行していきます。



計画の理念・基本目標と施策の体系



2

計画の体系

基本目標 1

住民に寄り添い、相談を受け止める体制づくり

地域住民の声を聴き、すべての職員が相談対応できる環境を整えます。
関係機関と連携・協働し切れ目ない支援を行います。

キーワード

いつでも 誰でも 何度でも

現 状

近年、地域には、生活困窮^{こんきゅう}、8050 問題、ダブルケア、*ヤングケアラー、地域での孤立等の問題が生じており、また、さまざまな分野の課題が絡み合い、複合化・多様化している状況にあります。

そういった地域住民が抱える困りごとや心配ごとに対し、地域で最も身近な相談役となっているのが、福祉協力員や民生委員です。

福祉協力員・民生委員をはじめとする地域住民や課題を抱える地域住民などに対して、本会の事業や活動を理解していただく働きかけが不十分であることから、多様な相談ができる窓口としての認知が低くなっています。

また、職員が各々の業務の中で耳にする地域住民から寄せられる全ての声に耳を傾ける意識や、相談の解決を担う制度や機関に関する知識なども不足しており、相談の対応ができる体制が不十分であると言えます。

併せて、社協の組織内の情報を共有するしくみが整っていないことから、事業や業務の理解がすべての職員に行き届いていない現状もあります。

課 題

地域住民が安心して生活できる地域づくりをするために、本会はより一層、福祉協力員や民生委員等との関係構築に努め、連携を強化することが求められています。

また、福祉協力員を始めとする地域住民に対して、気軽に相談できる窓口として認知していただくための周知と、寄せられる相談にすべての職員が対応できるよう、職員の相談援助技術の向上や体制の整備を図る必要があります。

さらに*アウトリーチ機能の強化に向けて、職員が今まで以上に地域へ出向く意識の向上や、地域の困りごとや心配ごとなどに対し専門性をもって対応することが求められるとともに、寄せられた情報や地域の課題を組織内で共有するしくみづくりや、多様な職種や機関と連携する体制の整備が課題と言えます。

「※」がついている言葉は 47 ページに用語解説があります。



今後の方向性

福祉協力員と民生委員に対し、社協事業や活動の理解を深めるための働きかけを行い、地域課題の解決に対して連携し協働できる体制を強化します。

職員が専門性をもって相談対応するための研修体制を整え、相談援助と意識の向上を図ります。

積極的にアウトリーチを行い、地域の困りごとや心配ごと、制度の狭間にある属性を問わない福祉ニーズを受け止めます。

把握したニーズに対し、総合的な支援につなげていくために社協内部での情報共有を図り、多機関や地域と連携のうえ関わることで、寄り添いながら支援を行う伴走型の支援体制を整えます。

1-1 相談支援体制の充実

主な取り組み

総合相談機能の充実

職員の専門性と意識の向上

各種貸付業務（*生活安定資金貸付制度、*生活福祉資金貸付制度、高額療養費貸付制度）

実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・福祉協力員や民生委員、地域住民に対し社協事業や活動および総合相談窓口としての理解を深めていただけるよう、丁寧な説明や周知活動を行います。
- ・全ての職員が、あらゆる相談に対応できるよう、職員研修や外部の研修を活用し、相談援助技術の向上を図り、地域活動や*社会資源について理解を深め、個別支援と地域づくりを一体的に考える視点を養います。
- ・地域住民が気軽に相談できる窓口を目指し、あらゆる相談を包括的に受け止めるとともに、課題解決に向けた社協内部における情報共有および児童・高齢・障がい・生活困窮等の各専門機関や地域住民、ボランティア等との連携・協働による総合相談と支援体制の充実を図ります。
- ・各種貸付制度においては、その世帯が抱える問題や課題について丁寧に聞き取りを行い、貸付だけではなく、問題解決に向けて担当地区の民生委員や他機関と連携を図り、改善に向けた伴走型の支援と見守りを行います。

●住民や地域みなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・身近な方から生活上の相談を受けたり、支援が必要と思われる人がいた時には、福祉協力員や民生委員または社協へ相談するようお声がけをお願いします。

「※」がついている言葉は 47 ページに用語解説があります。

1-2 地域ニーズの早期発見と支援のしくみづくり

主な取り組み

ひとり暮らし高齢者「愛のヤクルト」訪問事業

*生活支援コーディネーター^{しゅたく}受託事業

実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・職員が訪問やサロン活動等の地域活動へ出向いた際に得た情報や、福祉協力員や民生委員が見守り訪問活動等から得た情報から、地域ニーズを収集し、課題を整理したうえで関係機関につなぎます。
- ・アウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題の早期発見に努めます。
- ・住民同士の生活支援体制を整えるために、地域の支え合う気持ちを育ていけるよう働きかけます。
- ・町や地域包括支援センター等と連携し、ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の養成・社会資源の発掘・サービスの開発等を進めます。
- ・事業や業務を通して、多様な世代や家族形態の住民及び地域で活動する各種団体等から得た地域課題やニーズをもとに、地域の協力をいただきながら支援を行います。

●住民や地域みなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・地域で生活を営む上で支援が必要と思われる方がいた際には、福祉協力員や民生委員または社協へ情報提供をお願いします。
- ・課題を抱えているものの、公的サービスの利用がなく、周囲の支え合いの中で生活されている方がおりましたら、福祉協力員や民生委員または社協へ情報提供をお願いします。

「※」がついている言葉は 47 ページに用語解説があります。



1-3 関係機関との連携強化

主な取り組み

民生委員児童委員協議会運営支援
健康福祉連絡会議・地域ケア会議
町との連携体制の強化

実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・福祉協力員や民生委員が活動の中で気にかけている方や地域の福祉課題、活動における困りごとや悩みを今まで以上に相談しやすい体制を構築するため、懇談会やワークショップの開催と担当職員の明確化を図ります。
- ・多職種・多機関が参集する会議等を通じて顔の見える関係を構築し、連携・協働した活動により課題解決を図ります。
- ・地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を確立するうえで不可欠な町との連携を強化し、必要な情報共有を行い協働に努めます。
- ・民生委員児童委員協議会の事務局として、民生委員が求める支援のために必要な制度等についての研修会の企画や必要に応じた情報の提供に努め、民生委員の活動に対する支援をより強化します。

●住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・福祉協力員や民生委員の活動に対して理解を深めていただき、課題を抱えている方の状況や地域課題について、福祉協力員や民生委員に情報提供をお願いします。



一人ひとりの存在と多様性を認め合い、それぞれが役割を持って自分の力を活かし、誰もがつながり支え合える地域づくりを推進します。

キーワード**巨理（ここ）で暮らそう いつまでも****現 状**

少子高齢化や人口減少に伴い家族の形が変化し、核家族や高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯が増加しています。障がいのある方、生活にお困りの方、若年層のひきこもりなども見受けられ、世帯が抱える問題は多岐におよび、複数の問題を抱えている方も少なくありません。

昔と比べ、隣近所との関りが少なく、隣に誰が住んでいるか分からないと言った声も聞かれており、新旧の住民間や若い世代との生活様式や意見・想いの相違などにより、関係の構築が難しく、交流の機会は減少しています。

さらに高齢化等による地区役員の担い手不足などもあり、福祉協力員や民生委員の負担が増えつつあります。

住民の防犯や交通安全、防災体制等を充実させるためには、日頃から地域の支え合いのしくみづくりが必要であり、特に重要な取り組みとして、支援を必要とする方の見守りや安否確認は欠かすことのできない活動のひとつであると言えます。

このことから、地域福祉活動におけるボランティアや住民活動団体の育成支援が求められています。

課 題

高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯、障がいのある方、生活にお困りの方など、地域のなかで、支援を必要とする方が抱える問題は多岐にわたり、これまでの取り組みだけでは対応することが困難になっています。災害時には混乱から支援の手がとどかずに取り残されてしまう可能性があります。

高齢化等による地区役員の担い手不足などにより、福祉協力員や民生委員の負担が増えていることから、誰もが地域の一員として「支え手側」「受け手側」に分かれない自分に合った役割を果たし、活躍することのできる支え合いの地域づくりを進めて行く必要があります。



今後の方向性

住民が地域のなかでいきいきと暮らしていけるよう、誰もが役割を持ち、相互に支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進します。

新たなボランティアを募りボランティアの養成や学びの機会を設け、地域活動やボランティア活動への関心を持っていただくとともに、活動者の受皿となる団体との連携強化に努めます。

お住まいの地域に愛着をもっていただくため、世代を問わない福祉教育の推進を行い、地域で安心して暮らし続けられる支え合いのしくみづくりやつながりづくりを行います。

2-1 活動の担い手・団体の支援・育成

主な取り組み

いきいきサロン「あつまっせ」活動の支援

身体障害者福祉協会・母子福祉会等地域福祉関係団体事務局支援

*セルフヘルプグループ等の立ち上げ・運営支援

実施計画

● 亘理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・長期化するコロナ禍の影響を受け、通いの場の継続や再開、新規の立ち上げが難しい状況にあることから、活動主体である地域住民のみなさんの取り組みを全体で共有することができる「研修会」や「交流会」等を集合形式だけでなく、Webなどでも実施することにより、*プラットフォームとしての機能を広げることで活動の活性化を図ります。
- ・集いの場の開催は地域で差が見られることから、地域間の格差をなくすため、活動の立ち上げのための働きかけや担い手の育成を行います。
- ・活動状況の把握・発信を行い、活動の継続支援や新たな活動の創出（そうしゅつ）に努めます。
- ・地域の課題解決につながる活動を促進し、また、さまざまな活動主体間の連携が進むよう活動に対する支援を行うとともに、活動費の助成を行うことで、活動のバックアップを行います。
- ・高齢化が進み、地域活動団体の維持が困難になることが予測されるため、団体の活動支援とその団体が募集する会員の呼びかけについて支援します。
- ・当事者や多様な住民が参加できる場の設定を行い、グループや集う場の立ち上げと運営を支援し、生活に困難を抱える方々が地域で孤立することを防ぎます。

「※」がついている言葉は47ページに用語解説があります。

●住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・地域団体や集いの場について関心を持っていただき、積極的に参加をしてみましょう。
- ・あいさつや地域活動を通して、ご近所の方と顔の見える関係性をつくりながら、気にかかる状況を発見した際には、社協等へ情報提供をお願いします。

2-2 福祉教育の推進

主な取り組み

- 福祉体験学習の実施
- 福祉教育サポーターの養成
- 夏休みボランティア講座「ぼらすく」の開催
- 社協福祉講座の開催
- 巨理町社会福祉研修会の開催
- ソーシャルワーク実習の受け入れの実施
- 子ども向け活動計画の作成



実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・世代や分野を問わず、地域ぐるみでの福祉教育を推進していくため、さまざまな人との出会いの場づくりを通して地域の状況をよりいっそう知ることができる機会をつくれます。
- ・現在は小学校のみにとどまっている福祉体験学習を、中学校や高校等へも働きかけ、成長段階に応じたメニューを考え当事者の方との交流を行いながら、一緒に考え学び合う機会をつくれます。
- ・当事者とのつながりを強化し、福祉教育等での講師として役割を担っていただけるよう協力体制を構築します。
- ・福祉教育の実践をともに行う「福祉教育支援サポーター」の養成を行います。
- ・福祉講座や社会福祉研修会を通じて、地域福祉への興味関心を高めてもらうよう努めます。
- ・すべての職員が福祉講座の講師として地域に出向き対応できるよう、スキルアップのための研修を行います。
- ・ソーシャルワーク実習の受け入れを行い、次世代の福祉人材の育成を行います。
- ・子ども達が活動計画への理解を深め、地域にいっそう目をむけてもらえるよう参加型による子ども向けの計画づくりに取り組みます。



●住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・町や社協で実施する事業や講座などに参加をし、さまざまな人との交流を楽しみましょう。
- ・個人や団体など、地域で行われる福祉活動などに参加し、様々な年代の人々との交流を深め合いましょう。

2-3 ボランティア・地域活動の推進

主な取り組み

ボランティアセンターの機能強化

各種ボランティア講座の実施

実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・町内で活動するボランティア団体への活動支援を行い、継続的に活動できるようサポートします。
- ・ホームページ・*SNS（LINE等）・社協だより等を活用し、平時や災害時のボランティアに関する講座や研修会開催の周知、声かけを行い、地域住民にボランティアへの関心と、活動に参加するためのきっかけづくりを行い、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ・災害ボランティアセンターの設置運営訓練を地域住民とともに定期的実施し、多発する災害に備えた体制を整えます。
- ・さまざまな方々が気軽に地域活動やボランティア活動を始められるよう、活動先の場所や内容など、活動のメニューが選べる体制を整えます。
- ・さまざまな得意分野や経験を持つ町民の方々が登録できるしくみを設け、地域や社協で実施するイベントや事業に協力していただける体制を構築します。

●住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・身近な地域で行われる活動に参加してみましょう。
- ・ボランティアセンターで実施する講座や研修会へ参加してみましょう。
- ・ボランティア活動や地域活動をされている方は、身近な方へ活動のお誘いをしてみましょう。

「※」がついている言葉は47ページに用語解説があります。

2-4 福祉団体・社会福祉法人との連携推進

主な取り組み

社会福祉法人・福祉団体との連携の推進

プラットフォーム機能の強化

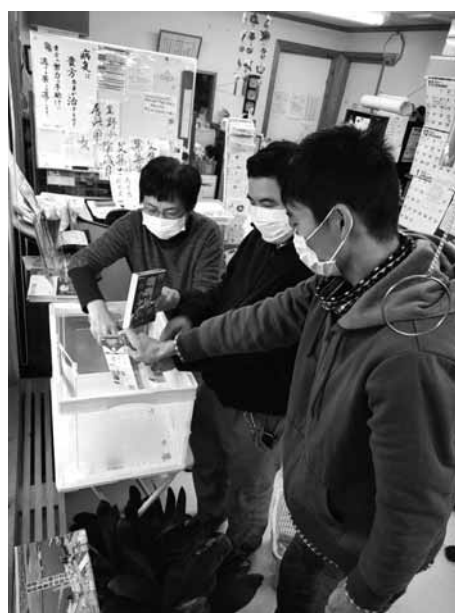
実施計画

● 巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ 目指す地域づくりや把握している地域の生活課題等を提起し、福祉団体や社会福祉法人と一丸となり、地域における公益的な活動の実施や活性化が図られるよう具体的な働きかけと協議を進めていきます。
- ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」が推進されるよう、各法人と連携し専門性や資源を活用のうえ、地域のニーズに応えることができるよう支援します。
- ・ さまざまな福祉団体との連携を図り、地域生活課題の解決に向けたネットワークづくりとその強化に努めます。

● 住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・ 誰でも気軽に参加できる活動を通して、互いに支え合える地域づくりを目指しましょう。



基本目標 3

自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

誰もが、その人らしく家庭・地域において安心して暮らせるよう、支援のしくみづくりの充実を図り、社会参加と自己実現の向上を目指します。

キーワード

㊦わたしたちが ㊦たがいにたすけあう ㊦りそうのまちへ

現 状

誰もが安心して暮らし続けるためには、既存のサービスや制度だけでは解決が難しい場合があります。なかでも、町民集合自動車や*デマンド型乗合タクシーは通院や買い物等に出かける交通手段として重要な役割を担っており、免許を返納した方や障がいのある方にとっても必要不可欠なものとなっています。その一方で、ルートや停留所^{ていりゅうじょ}、便数等の問題から利用が難しいと言った声も聞かれています。

障がいのある方々が義務教育終了後に安心して通うことのできる施設や雇用先などの活動拠点、同じ障がいのある方同士の交流の場などの不足なども見受けられます。

また、ひとり親家庭や共働き世帯が増加していることにより、子どもを預けて働いている世帯がほとんどであり、預ける条件などから仕事を続けることに不安を抱えている方も少なくありません。

地域ではこうした方々に対し支援の必要性を感じているものの、気付いていても対応がわからないことや、本人の周囲に頼る人がいない、助けてと言えないことなどから、その声がしっかりと受け止めきれない状況にあります。

課 題

^{きぞん}既存のサービスだけでは生活や行動の制約があり、その人らしい生活を送ることが難しい方もいる状況から、その人に合った支援のしくみづくりを行うとともに町等への働きかけを行うことが求められています。

身体または精神的な理由や、本人の意思等により「助けて」と声をあげられない方は、地域との関係が希薄なことも多く、孤立が起こっていることも考えられ、交流の機会や居場所づくりをとおして、この様な方への理解を深めていく必要があります。

今後の方向性

誰ひとり取り残さないようにするために、町や関係する組織、社会福祉法人や福祉施設と連携し、その人にあった支援のしくみづくりを目指します。

福祉サービス等を必要とする方々が、安心して暮らし続けられるよう、質の高いサービスを安定して提供できるよう努力します。

日常生活を送るなかで必要となる交通手段の確保や金銭問題、施設や住居等、サービス等について、地域住民の声を聴き、町に届ける役割を果たし、制度の狭間を埋めるように努めます。

3-1 ニーズに応じたサービスの創出

主な取り組み

*フードドライブ

子育て世帯に対する支援事業
家族介護教室・在宅介護者^{けされいかい}激励会の開催

ひとり暮らし高齢者ふれあい食事サービス「さざんかの会」

*フードパントリー

在宅高齢者紙オムツ給付事業
福祉車両無料貸出事業

実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ご家庭で余っている食品等を寄付するフードドライブ活動の回収窓口の開拓を行い、地域住民・企業・団体等のより多くの方に活動に賛同いただけるようにしていきます。
- ・食品等の支援（フードパントリー）を必要とする方に対し、SNS（LINE等）や関係機関を通してチラシを配布するなど周知方法を工夫し、食品等の定期的な配布日を設けるなど、必要な時に必要な物を受け取る事ができる体制を強化し、支援を必要とする方の自立を継続的にサポートするため、関係機関と連携した相談支援を行います。
- ・子ども食堂のこれまでの実績を軸にし、地域のニーズを把握しながら実行委員会とともに安定した運営をしていきます。
- ・子どもの貧困対策及び支援を必要とする子育て世帯への対策として、必要な支援が行き届くよう、福祉協力員、民生委員、地域住民、地域団体、企業との連携を強化します。また、様々な媒体を使った情報発信に力を入れていきます。
- ・ひとり暮らし高齢者を対象に開催している食事会では、参加者同士やボランティアとの交流に重点を置き、より充実した時間を過ごしていただけるように努めます。また、まだ参加されていない方に対し、福祉協力員や民生委員、地域住民の協力のもと案内していただいておりますが、さらに居宅介護支援事業所等へも働きかけ、事業の内容・様子が伝わりやすいチラシなどのツールについても刷新し、より多くの方が理解し興味を持って参加いただけるよう働きかけます。
- ・自宅で生活している一定の要件に該当する高齢者へ民生委員を通じて紙おむつの給付を行っていますが、給付申請後の状況についての把握が不十分であることから、年毎に身体や生活状況等を確認のうえ更新を行い、民生委員とケアマネジャーとの情報共有を図ります。
- ・在宅で家族を介護している方に対してニーズ調査を行い、介護者が必要としている情報の提供や介護技術についての研修、リフレッシュや参加者同士の交流の機会として、介護教室や激励会を状況に応じた形で継続的に開催できるよう努めます。
- ・病院の入退院や施設の入所など用途を限定し、無料で車両の貸出を行っていますが、運転手を確保できない家族もいることから、住民ニーズに応じ福祉車両貸出と運用の形を検討していきます。
- ・世代や立場の違い等を超えた交流の機会や地域の居場所づくりを、地域住民と協働し推進します。

●住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・身近に行われている取り組みやすい活動を見つけ、参加してみましよう。
- ・社協で実施する事業に興味を持ち、身近に対象となる方がいた場合には、情報提供をしましょう。
- ・食品等の寄付を通して、支援を必要とする方の状況に目を向けるとともに、食品ロスに関心を高めましよう。



3-2 福祉サービスの質の向上

主な取り組み

介護保険事業（居宅介護・訪問介護）

*地域活動支援センター「ほのぼの園」指定管理

*就労継続支援 B 型「ゆうゆう作業所」指定管理

実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・介護保険の改正に合わせ、多様化する利用者の状況に寄り添いながら、スピード感を持った質の高いサービスを提供し、その人が求める暮らしのお手伝いを行います。
- ・サービスの質の高さと十分な職員体制を保持し、他の事業所が取り組みにくい複合課題を抱えた利用者の積極的な受け入れを実施していきます。
- ・ホームヘルパーの専門性を活かした、より重度の支援を必要とする方への訪問に力を入れていきます。
- ・ケアプラン作成業務の負担軽減と効率化を図るため、*ICTを活用し、より質の高いサービス提供を行うとともに、担当件数を増やすことで、経営の安定を図れるよう検討していきます。
- ・職員の高齢化や退職等による人員減少に対し、人員の確保と人材育成に努め、利用者から選ばれる事業所を目指します。
- ・介護保険サービスや障害福祉サービス利用をきっかけとして、世帯全体の課題を発掘し、他の制度や事業、地域での支援などの総合的支援かつ横断的な連携を図ります。
- ・利用者や保護者の高齢化、また、単身化が進み、将来的に施設の利用や生活の維持が難しくなることが予測される利用者のため、利用者の望む生活が継続できるよう、寄り添い、丁寧に関わっていきます。
- ・地域活動支援センターと就労継続支援 B 型の安定した管理運営を行うことで、利用者が安心した日常を送れるよう体制を整えます。
- ・現在、町から指定管理を受託されている地域活動支援センターと就労継続支援 B 型施設を継続して受託できるよう、信頼性の高い施設運営と質の高い支援体制を構築していきます。また、利用者が安心して通所することができるよう、通退所の際の交通手段の問題について検討していきます。

●住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・家族のなかにサービスの利用を必要としている方がいる場合は、気軽に身近な相談窓口に相談しましょう。
- ・地域住民にサービスの利用を必要としている方を見受けた場合には、身近な相談窓口に相談するよう助言または情報提供をしましょう。

3-3 権利擁護のしくみづくり

主な取り組み

権利擁護の利用促進

実施計画

●巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・現在、権利擁護の取組みとして、*日常生活自立支援事業（以下「まもリーぶ」という）を県社協より受託し、支援員5名で支援を行っています。利用にあたっては、相談から契約までに多くの時間を要し、必要なタイミングでの利用が難しい状況となっていることから、県社協との協議を進めながら、今後の方向性を検討していきます。また、利用者のなかには、近い将来、*成年後見制度の利用が必要となる方や身寄りのない方もいるため、関係機関の連携を図りながら適切な支援につなげていきます。
- ・まもリーぶの利用者だけでなく、今後ひとり暮らし高齢者や、身寄りのない方が増加していくことが見込まれるなかで、判断力等の低下により権利が侵害されたり、虐待や悪質商法の被害に遭う方の増加が予測されるため、福祉後見の視点から、*法人後見のサービスを実施する体制を整えていきます。

●住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・日常生活のなかで困りごとがあった場合や、困りごとを相談された時には、身近な相談窓口へ相談してみましょう。



「※」がついている言葉は47ページに用語解説があります。

社協として本来の機能を充実させるため、持続可能な組織の運営強化を図ります。
社協だよりやホームページ、SNS（LINE等）を活用した広報活動に努めます。

キーワード

われら 礎

現 状

社協で行う事業や福祉サービスなどについては、広報誌（社協だより）やホームページ等を通して伝えていますが、社協だよりに目を通さないという声が聞かれ、広報活動は十分とは言えません。

地域住民からは、社協と町との役割の違いについて理解がされにくく、社協の事業や存在意義についてもあまり理解されていないようです。

住民・企業・事業所等からの社協会費や寄付金は減少傾向にあり、同じく運営を支える共同募金の配分金や町からの補助金や受託金も不安定であることから、事業の見直しと自主財源の確保とともに運営の強化が求められています。

福祉協力員には、社協会費の納入及び共同募金活動に協力をいただいているものの、会費、募金納入に対し理解を得られるような説明や事業に対する情報不足により不満が生じています。

組織体制の中で、理事、評議員ひょうぎいんに対する社協の運営状況や活動内容について、詳細な説明が不足しているため、共通理解や情報の共有が十分にできていない状況です。

課 題

広報活動が十分でないことから、住民の理解と協力を得られず、幅広い世代や情報を収集することが困難な方や受け取りにくい方に対して、情報発信のあり方が問われています。

また、社協会員への新規加入や共同募金活動についても、住民や企業等に対する理解が得られていないことも広報活動が不十分であるからと言えます。

福祉協力員として、地域福祉活動の推進に向けたさまざまな取り組みをはじめ、社協会費の納入等をお願いをしていますが、福祉協力員のあり方や位置づけの再確認が必要になっています。

介護保険事業については、必ずしも決まった収入が見込めるわけではなく、町施設の指定管理事業も3年に1度の協定の見直しがあるため、安定した組織運営には、質が高く信頼していただけるサービスを提供できる体制の整備と、人員の強化、利用者の確保が課題となっています。

今後の方向性

幅広い世代や高齢者、障がいのある方など、情報を収集することが困難と思われる方にも合わせた情報の提供を行い、ひとりでも多くの人に伝わるような広報活動を目指します。

社協会員及び賛助会員に賛同していただけるよう、社協事業や地域福祉に対する理解を深めていただくための活動を充実させ、地域のサポーターを増やすとともに、地域住民から必要とされる社協を目指します。

広報活動（社協だより、ホームページ、SNS（LINE等））を充実させ、世代に合わせた情報提供を行います。

社協の組織体制を強化し、事業については理事会、評議員会で検証、改善しながら情報の共有化と共通理解を目指します。

また、福祉協力員のあり方、体制づくりについて検討して行きます。

活動計画の進行管理を徹底し、事業の評価と見直しを図りながら、目標達成に向けて適切に進めて行きます。

4-1 広報活動の充実

主な取り組み

社協だよりの発行、ホームページ、SNS（LINE等）の更新
福祉カレンダーの作成

実施計画

● 巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・社協だよりだけでは、限られた誌面になり、伝えられる情報に限りがあることからホームページ・SNS（LINE等）を活用し社協だよりと連携をさせ、情報量の拡充を図り幅広い年代や状況の方へも届けられるような情報発信を行います。
- ・ホームページの更新を定期的に行い、必要な情報が見つけれられるサイトの作成を目指します。また、災害時にも情報発信が出来る体制を整えていきます。

● 住民や地域みなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・社協が発信している情報に興味関心を持ち、事業に参加したり、必要な情報を取り入れてみましょう。

4-2 組織体制の強化と福祉協力員との連携

主な取り組み

理事会、評議員会、監事会、各種部会等の運営
役員研修会、地区座談会、福祉協力員会議等の開催

実施計画

● 巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ 理事、評議員に対して、社協事業の説明会や研修会を定期的に行ない、共通理解と情報の共有化を目指します。
- ・ 社協事業の見直しや改善等について組織全体で取り組みます。
- ・ 福祉協力員を対象とした座談会、福祉協力員会議の内容等をより充実させ、社協への理解を深めるよう努めます。

4-3 地域福祉活動計画の進捗管理

主な取り組み

地域福祉活動計画事業評価委員会の開催

実施計画

● 巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ 活動計画を着実に推進していくことができるよう、地域福祉活動計画事業評価委員会を設置し、進行管理や評価、検証を行い、見直しや改善を行います。また、地域住民に対しても同様に、社協だよりやSNS（LINE等）を活用しながら継続的な周知を行います。

● 住民や地域みなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・ 活動計画に興味、関心をもって、積極的に社協に意見や要望を寄せましょう。

4-4 自主財源の確保と経営の安定

主な取り組み

社協会員制度の周知啓発、共同募金活動の推進
介護保険事業、指定管理事業の運営

実施計画

● 巨理町社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ 安定的な運営の財源を確保するために、社協の活動や取り組みを地域住民や企業等に分かりやすく発信し続けることで、これらの方々に良き理解者となっていただき、必要とされる社協と認識されることで、社協会費収入の増加に努めます。
- ・ 共同募金活動の目的の周知と配分金による支援の説明を丁寧に行い、協力者の増加につなげます。
- ・ 介護保険事業や指定管理事業については、各制度の動向を注視しながら、安心して利用していただけるような質の高いサービスを提供し、利用者の確保を図り、安定した運営に努めます。

● 住民や地域のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- ・ 社協会費や共同募金、寄付金が地域の福祉活動を支えていることについて理解を深めましょう。



第4章

資料編



用語解説

用語	説明
ICT	主に公共的事業で使われるIT（情報技術）の総称。
アウトリーチ	支援を必要とする人の所へ積極的に向かいアプローチし、必要なサービスや支援、人などにつながるよう相談援助を行うこと。
SNS	インターネットにより社会的なつながりを築くサービス。Twitter や LINE、Instagram などがそれにあたる。
社会資源	利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき都道府県や市町村に設置され、地域福祉の推進を目的として運営される「住民主体」を基本的な理念とする民間組織。「社協」と略される。
重層的支援体制整備事業	様々な分野の支援機関や制度を活用しながら、複雑化・複合化したニーズに包括的に対応、支援していく取り組み。
就労継続支援 B 型	障がいや病気により一般企業での就労が困難な方に働く場を提供し、就労に必要な能力向上のための訓練を行う福祉サービス。支援施設と利用者間での雇用契約の有無により A 型と B 型（雇用契約なし）に分かれる。
生活支援コーディネーター	高齢者やその家族が安心して暮らすため、課題解決の手伝いを行う仕事。
生活福祉資金貸付制度 生活安定資金貸付制度	社協が行っている低所得世帯、障がいがある方、高齢者が属する世帯を対象とした貸付制度。基本的には他の制度が利用できない方が対象で、借入時から償還が完了するまで民生委員と社協が世帯の自立に向けて継続的に支援を行う。
成年後見制度	認知症などにより判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、後見人等が本人に代わり適切な財産管理や契約の支援を行う制度。
セルフヘルプグループ	病気や障がい、依存症、犯罪被害などの理由による共通の問題を抱える方たちが自主的に交流し、問題解決のために経験や情報を共有し合い、相談活動や社会理解を広める活動を行う自助グループ。
地域活動支援センター	障がい者や障がい児が創作的活動や生産活動を行いながら居場所や生きがいを持つために通所できる施設。
地域共生社会	世代や分野、「支え手」と「受け手」などの関係を超えて、さまざまな人々が参画して、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
デマンド型乗合タクシー	個人または複数の利用者の予約に応じ、運行経路や運行時間をその時々に合わせて運行する公共の乗合タクシー。
日常生活自立支援事業 (まもりーぶ)	高齢や障がいにより、日常生活に不安がある方が安心して自立した生活ができるよう、都道府県社会福祉協議会と利用者が契約し、地域から派遣される支援員が金銭管理などの生活支援を行う制度。
フードドライブ	各家庭で余った未使用食品等を寄付する活動。
フードパントリー	さまざまな理由で食料品の入手が困難な方に対し、団体や個人からの提供を受けた食料を無料で配付する活動や場所のこと。
プラットフォーム	地域の人々や事業者、福祉関係機関・団体等の情報の共有、利用者へのサービス提供等、多様な「拠点」や「場」としての役割をいう。
ヤングケアラー	「若年介護者」とも表現される。家庭において祖父母や両親等の家族の介護のために、学業や友人関係に支障をきたしている児童や青少年をいう。
法人後見	社会福祉法人や NPO などの法人が成年後見人や保佐人、補助人になり、判断能力が不十分な方の財産管理や支援を行うこと。
福祉協力員	社協会長が、行政区長並びに副区長に委嘱し、社協事業の円滑な運営、会費の徴収など、地域福祉活動の推進を担っている。
民生委員児童委員	地域で推薦され、国から委嘱された無報酬の非常勤地方公務員。地域住民の相談に応じ、必要な福祉制度を受けられるように関係機関へつなぐ役割を担っている。

巨理町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、巨理町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するために、巨理町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員20名以内で組織する。

2 策定委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 関係団体等の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 本会の役員等
- (6) その他会長が必要と認める者

(策定委員会の所掌事務)

第3条 策定委員会は、本会会長から諮問された次の事項を調査、研究する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他、委員会で必要と認めた事項に関すること。

(策定委員長等)

第4条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長、副委員長は、委員の中から選出する。

(任期)

第5条 策定委員の任期は、活動計画が策定されるまでとする。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(作業部会)

第7条 委員会は、専門的な事項を調査研究するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の代表（以下「部会長」という。）は、委員会の委員の中から委員長が指名し、作業部会の事務を掌理する。
- 3 作業部会員（以下「部会員」という。）は、10名以内とし部会長が指名する。
- 4 作業部会は、委員長から付託された事項を調査研究し、その結果を委員長に報告する。
- 5 部会員は、前項の調査研究が終了したときに、解任されるものとする。

(事業評価委員会の設置)

第8条 本会は、委員会において策定された活動計画が円滑に実施されるよう毎年度実施事業の評価をするものとし、巨理町社会福祉協議会地域福祉活動計画事業評価委員会(以下「事業評価委員会」という。)を設置する。

2 事業評価委員会の委員は、策定委員をもって充てる。

3 事業評価委員会の運営方法については、策定委員会の規定を準用する。

(庶務)

第9条 策定委員会及び事業評価委員会の庶務は、法人事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 巨理町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(平成8年10月23日制定)の要綱は廃止する。

活動計画策定までの経過

民生委員へのアンケート 令和3年12月～令和4年1月

第1回策定委員会 令和4年5月12日 亶理町中央公民館

- 議題 (1) 委員長及び副委員長の選任等について
(2) 策定スケジュール(案)について
(3) アンケート調査について

作業部会 令和4年6月8日
議題 社協事業の洗い出し

作業部会 令和4年7月13日
議題 社協の現状と問題点の洗い出し

福祉協力員へのアンケート 令和4年7月～8月

第2回策定委員会 令和4年7月27日 亶理町中央公民館

- 議題 (1) 地域や社協の現状・問題点の解決に向けた方向性の検討

作業部会 令和4年8月10日
議題 策定委員会での意見集約・分析

作業部会 令和4年9月14日
議題 福祉協力員アンケート結果の分析

第3回策定委員会 令和4年9月29日 亶理町保健福祉センター

- 議題 (1) 各基本目標の現状・問題点の解決に向けた方向性の検討

作業部会 令和4年10月12日
議題 計画の体系図

作業部会 令和4年11月9日
議題 計画素案の作成

第4回策定委員会 令和4年11月30日 亶理町中央公民館

- 議題 (1) 活動計画素案(第1章～3章)の検討

作業部会 令和4年12月14日
議題 各基本目標の主な取り組み

作業部会 令和5年1月11日
議題 各基本目標の実施計画

第5回策定委員会 令和5年1月19日 亶理町中央公民館

- 議題 (1) 活動計画素案(各基本目標の実施計画等)の検討

パブリックコメントの募集 令和5年2月1日～10日

作業部会 令和5年2月13日
議題 パブリックコメントの確認と検討

第6回策定委員会 令和5年2月27日 亶理町中央公民館

- 議題 (1) 活動計画最終校正

地域福祉活動計画策定委員名簿

委員長 鈴木 達朗

副委員長 豊田 正利

No.	区 分	氏 名	摘 要
1	1号 住民代表	市 川 克 子	亶理地区住民
2	1号 住民代表	黒 崎 敏 郎	吉田地区住民
3	1号 住民代表	塚 邊 綾 子	荒浜地区住民
4	1号 住民代表	加 藤 正 純	逢隈地区住民
5	2号 関係団体等の役職員	岡 崎 正 利	亶理町民生委員児童委員協議会
6	2号 関係団体等の役職員	太 田 裕理子	手話サークル 33
7	3号 関係行政機関の職員	南 條 守 一	亶理町教育委員会
8	3号 関係行政機関の職員	佐 藤 育 弘	亶理町福祉課
9	3号 関係行政機関の職員	鈴 木 信 彦	亶理町地域包括支援センター
10	4号 学識経験者	豊 田 正 利	東北文化学園大学現代社会学部 現代社会学科
11	4号 学識経験者	及 川 一 之	宮城県社会福祉協議会震災復興 ・地域福祉部
12	5号 本会の役員等	鈴 木 達 朗	亶理町社会福祉協議会役員
13	5号 本会の役員等	鈴 木 孝 紀	亶理町社会福祉協議会評議員
14	6号 その他会長が必要と認める者	富 山 剛 久	ボランティアネットワーク亶理
15	6号 その他会長が必要と認める者	大久保 千絵美	多機能型福祉施設「ともにはま道」
16	6号 その他会長が必要と認める者	齋 泉	亶理町鹿島保育所

地域福祉活動計画策定作業部会名簿

部会長 岡崎 正利

No.	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	巨理町民生委員児童委員協議会 会長	岡崎 正利
2	巨理町社会福祉協議会法人事務局 課長	棟形 智
3	〃 法人事務局 課長	富田 美帆
4	〃 法人事務局 係長兼生活支援コーディネーター	佐藤 寛子
5	〃 法人事務局 主任	佐藤 秀憲
6	〃 法人事務局 主事兼生活支援コーディネーター	川端 康裕
7	〃 指定訪問介護事業所 管理者	小松 久美子
8	〃 指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員	小笠原 明枝
9	巨理町ほのぼの園 主事・指導員	育村 由仙
10	巨理町ゆうゆう作業所 所長・サービス管理責任者	永井 章仁

巨理町地域福祉活動計画

発行年月：令和5年3月

発行元：社会福祉法人 巨理町社会福祉協議会
〒989-2351

宮城県巨理郡巨理町字旧館 60 番地 7

TEL 0223-34-7551 FAX 0223-34-7552

E-mail: watari-shakyo@almond.ocn.ne.jp

